



第9回 定時株主総会 招集ご通知

2016年3月1日から2017年2月28日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類（連結・個別）
- 監査報告

開催情報

日時：2017年5月23日（火曜日）

午前9時 受付開始

午前10時 開会

場所：埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番地1号

浦和ロイヤルパインズホテル

ロイヤルクラウン（4階）

ウエルシアホールディングス株式会社

証券コード：3141

証券コード 3141
平成29年5月2日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田二丁目2番15号
ウエルシアホールディングス株式会社
代表取締役社長 水野秀晴

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成29年5月22日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番地1号
浦和ロイヤルパインズホテル ロイヤルクラウン（4階）
3. 目的事項
報告事項 1 第9期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第9期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

第5号議案 取締役の報酬額改定並びに取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.welcia.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 議決権の行使等については、次頁【議決権行使に関するお願い】をご参照ください。

【ご案内】懇親会のお知らせ

株主総会終了後、皆様と当社役員との懇親会を開催する段取りでご案内しておりますが、諸般の事情により中止させていただくことがあります。その場合は、当社ウェブサイト(<http://www.welcia.co.jp>)において事前にお知らせさせていただきます。

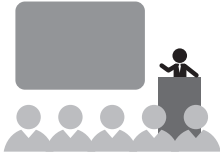
目 次

招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	
1.企業集団の現況に関する事項	5
2.会社株式に関する事項	13
3.会社の新株予約権等に関する事項	14
4.会社役員に関する事項	17
5.会計監査人に関する事項	21
6.会社の体制及び方針	22
連結貸借対照表	26
連結損益計算書	27
連結株主資本等変動計算書	28
連結注記表	29
貸借対照表	41
損益計算書	42
株主資本等変動計算書	43
個別注記表	44
会計監査人の連結監査報告書	49
会計監査人の監査報告書	50
監査役会の監査報告書	51
株主総会参考書類	52

議決権行使に関するお願い

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

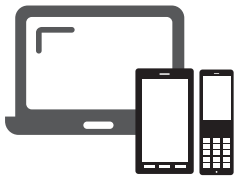
書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成29年5月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

C

インターネット等による議決権の行使の場合



インターネットによる議決権行使のお手続きについて（69頁から70頁）をご参照の上、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で（<http://www.evote.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって、平成29年5月22日（月曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

事業報告

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策及び金融緩和政策の継続の効果を背景に緩やかな回復基調で推移しているものの、海外政治状況による為替変動に加え、海外景気動向の不透明感や、消費者の生活防衛意識の高まりにより個人消費は低調に推移いたしました。

当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界は、小売業における数少ない成長分野である反面、出店競争や価格競争等が激化し、異業種を含めた顧客獲得競争など、当社グループを取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。加えて、異業種参入や業務資本提携、M&A等の生き残りをかけた業界再編の動きが継続しております。

このような状況下におきまして、当社グループは、既存店の改装などウエルシアモデルの積極的な推進、お客様への安心の提供と利便性向上を目的とした24時間営業店舗の拡大(2月末現在92店舗)、調剤併設率の向上(2月末現在1,025店舗)による調剤売上の上伸等もあり、既存店の売上高は好調に推移いたしました。

当社は、平成28年5月13日に、群馬県を地盤としております株式会社クスリのマルエと資本業務提携契約を締結いたしました。

また、連結子会社である株式会社B.B.ONが都市型ドラッグストアを平成28年6月1日に東京・日本橋に出店するなど、新たな取り組みも積極的に行っております。

さらに、事業の効率化を目的として、平成28年9月1日付で連結子会社のウエルシア薬局株式会社が連結子会社の株式会社CFSコーポレーションを吸収合併いたしました。

加えて、東南アジア地域での事業展開を目的として平成29年3月1日付でシンガポールに合弁子会社を設立いたしました。また、平成29年4月18日付で株式譲渡契約を締結し、当社グループ入りを予定しております株式会社丸大サクラ中薬局とは、東北地区における当社グループの事業基盤をより強固なものとするともに、相互のノウハウ共有により一層の経営効率化を図るために、協議を進めております。

出店と閉店につきましては、グループ全体で102店舗の新規出店と39店舗の閉店を実施し、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は、1,535店舗(海外3店舗を含む)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高623,163百万円、営業利益24,078百万円、経常利益25,723百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益14,451百万円となりました。

(2) 品目別売上高の状況

当社グループは、単一事業のため、セグメント情報の開示は行っておりませんので、品目別により記載しております。

(単位：百万円)

区 分	主 要 営 業 品 目	金 額	構成比	前年同期比
医薬品・衛生介護用品・ベビー用品・健康食品	風邪薬、健康食品、胃腸薬、ドリンク剤、保健・ビタミン剤、紙おむつ、粉ミルク、ベビーフード、介護用品	138,783	22.3%	119.8%
調 剤	調剤薬品	97,484	15.6%	127.5%
化 粧 品	基礎化粧品、メイク化粧品、男性化粧品、リップクリーム	113,223	18.2%	117.3%
家 庭 用 雑 貨	洗剤、トイレットペーパー、ペット用品、殺虫剤、文房具、玩具、一般雑貨	95,938	15.4%	123.1%
食 品	菓子、米穀、一般食品	132,186	21.2%	111.9%
そ の 他	酒、煙草他	45,546	7.3%	104.9%
	合 計	623,163	100.0%	117.9%

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規に102店舗を出店したほか既存店につきましても店舗改装を行いました。その結果、設備投資の実施額は18,202百万円となりました。

なお、上記の設備投資の実施額には、賃貸借契約に関わる差入敷金保証金等を含んでおります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社のウエルシア薬局株式会社を吸収合併存続会社として、平成28年9月1日付で当社子会社の株式会社C F S コーポレーションと合併いたしました。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成28年6月1日付で株式会社クスリのマルエの株式を20%取得いたしました。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第6期	第7期	第8期	第9期
	(平成26年8月期)	(平成27年2月期)	(平成28年2月期)	(当連結会計年度) (平成29年2月期)
売 上 高	360,797	191,991	528,402	623,163
経 常 利 益	14,973	6,611	20,377	25,723
親会社株主に帰属する当期純利益	7,835	3,596	9,527	14,451
1株当たり当期純利益	95円27銭	40円86銭	97円73銭	138円92銭
総 資 産	165,355	165,828	227,005	247,026
純 資 産	70,809	74,225	103,779	116,233
1株当たり純資産	808円88銭	838円91銭	996円62銭	1,113円75銭

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。
2. 当社は平成26年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 第7期につきましては、決算期の変更に伴い、平成26年9月1日から平成27年2月28日までの6ヶ月となっております。
4. 第8期より「従業員持株E S O P 信託」を導入しております。当該信託が所有する当社株式については、自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益の算定上、当該株式数を控除する自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しており、また、1株当たり純資産の算定上、当該株式数を期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
5. 第9期より「株式付与E S O P 信託」を導入しております。当該信託が所有する当社株式については、自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益の算定上、当該株式数を控除する自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しており、また、1株当たり純資産の算定上、当該株式数を期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
6. 当社は平成29年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(10) 対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、国内経済は緩やかな景気回復を見込みながらも、海外の政治・経済情勢の不透明感は払拭されず、先行き不安からの消費者の生活防衛意識は今後も継続すると考えております。

ドラッグストア業界を取り巻く環境におきましては、出店・価格競争の激化に加え、異業種参入や業務資本提携、M&A等の生き残りをかけた競争も一段と進行するものと思われる。また、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムにおいて、地域住民にとって身近な存在である調剤併設型ドラッグストアへの期待は今後も一段と高まっていくものと考えております。

このような情勢を踏まえ、当社グループは、「ドラッグ&調剤」、「カウンセリング営業」、「介護」を中心としたウエルシアモデルを推進し、その専門性を高めるとともに「24時間営業」に取り組み、お客様へ安心を提供するとともに利便性や快適性を追求した調剤併設店舗を基本とする事業展開を推し進めてまいります。

加えて、出店戦略の強化を図るなど成長性の向上はもちろんのこと、本部主導のコスト削減等による収益性の向上にも積極的に取り組んでおります。

また、以下の課題についても積極的に取り組んでまいります。

- ① グループ子会社店舗の改装等により店舗の活性化を図り、お客様にとって魅力ある売場作りをさらに推し進めてまいります。
- ② お客様のニーズに応えるべく、薬剤師、登録販売者及び化粧品担当者等への専門的な教育や優秀な人財の確保に取り組むとともに、これまで以上に従業員教育を充実させ、質の高いカウンセリング営業が実践できる人財の育成に取り組んでまいります。
- ③ お客様への認知度を高めることによりブランディングの強化に努めてまいります。
- ④ M&Aの実施によるグループ子会社の経営統合効果を発揮すべく、ビジネスモデルの統一等にスピード感をもって取り組んでまいります。
- ⑤ 今後ますます社会的ニーズの高まる「介護」事業につきましては、グループ子会社であるウエルシア介護サービス株式会社の経営基盤強化に取り組むとともに、ドラッグストアとして在宅調剤や介護用品の提供等にも取り組んでまいります。
- ⑥ 中長期的な視点での取り組みである海外事業においては、中国・東南アジア地域での事業基盤の確立を進めてまいります。
- ⑦ M&A等によるグループ規模の拡大に比例してグループリスクも増大することから、今まで以上に内部統制体制を強化するとともに、リスク管理体制の強化にも努めてまいります。
- ⑧ 企業規模の拡大に伴い社会的責任も拡大することを鑑み、ウエルカフェ等のCSR活動にも積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(11) 主要な事業内容

当社は、グループ会社各社の経営指導及び管理を行っております。

なお、当社グループは、当社及び連結子会社6社で構成され、「ドラッグストア」を基本として処方箋調剤や医薬品、化粧品、家庭用雑貨、食品等の販売に係る事業等を行っております。

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
イオン株式会社	220,007百万円	50.66%	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

②親会社等との間の取引に関する事項

イオン株式会社との取引については、同社グループのPB（プライベートブランド）商品『TOPVALU』及び『ハピコム』の供給を受けており、イオン株式会社の店舗の仕入価格をもって、当社に対する仕切価格とすることを取引条件としております。なお、当社の仕入額に占める同社グループとの取引金額の割合は約2%と僅少であります。

消費寄託契約により行う消費寄託の金利条件についても、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

上記のように、イオン株式会社との取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基準とし、取引の内容及び条件の妥当性については取締役会で判断しており、非支配株主に不利益を与えないように行っております。

③重要な子会社の状況

事業年度末日における当社の重要な子会社2社は、ドラッグストア事業を行っている会社であります。

(単位：百万円)

	ウエルシア薬局(株)	シミズ薬品(株)	(株)C F S コーポレーション
資 本 金	100	48	—
議 決 権 比 率	100.0%	100%	—
項目	金 額 (構成比)	金 額 (構成比)	金 額 (構成比)
売 上 高	546,111 (100.0%)	13,271 (100.0%)	60,823 (100.0%)
売 上 総 利 益	160,992 (29.5%)	3,964 (29.9%)	18,379 (30.2%)
販売費及び一般管理費	137,747 (25.2%)	3,745 (28.3%)	17,279 (28.4%)
営 業 利 益	23,245 (4.3%)	218 (1.6%)	1,100 (1.8%)
経 常 利 益	24,741 (4.5%)	255 (1.9%)	1,300 (2.1%)
当 期 純 利 益	14,179 (2.6%)	194 (1.5%)	556 (0.9%)

(注) (株)C F S コーポレーションは、平成28年9月1日付でウエルシア薬局(株)に吸収合併されました。上記金額は平成28年3月1日～平成28年8月31日までの期間であります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	56,792百万円	76,172百万円

(13) 主要な事業所の状況

①当 社

住 所： 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

②子会社の事業所

1) ウエルシア薬局株式会社

東京都千代田区外神田二丁目2番15号

2) シミズ薬品株式会社

京都府京都市下京区西七条北東野町113番地

(単位：店舗)

	ウエルシア薬局(株)	シミズ薬品(株)	合計
宮城県	4		4
山形県	5		5
福島県	27		27
茨城県	136		136
栃木県	55		55
群馬県	45		45
埼玉県	160		160
千葉県	119		119
東京都	119		119
神奈川県	197		197
新潟県	54		54
富山県	34		34
石川県	11		11
山梨県	29		29
長野県	25		25
岐阜県	3		3
静岡県	208		208
愛知県	35		35
三重県	16		16
滋賀県	9		9
京都府	11	54	65
大阪府	95		95
兵庫県	70		70
奈良県	6		6
和歌山県	4		4
合 計	1,477	54	1,531
調剤取扱店	1,007	17	1,024
深夜営業店	1,052	32	1,084

(注) ウエルシア薬局(株)は、平成28年9月1日付で(株)CFSコーポレーションを吸収合併しているため同社の店舗数はウエルシア薬局(株)に含めて表示しております。

(14) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,776名	557名 (増)

(注) 上記従業員数には、パート及びアルバイト (14,187名：1日8時間換算) は含んでおりません。

(15) 主要な借入先

借入先	借入残高 (百万円)
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,944
株式会社三井住友銀行	1,721
京都中央信用金庫	1,037
株式会社静岡銀行	660
株式会社みずほ銀行	526

(注) 三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入残高は、「従業員持株E S O P信託」によるものです。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社株式に関する事項（平成29年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 123,736,800株
(2) 発行済株式の総数 52,046,908株（自己株式361,771株を除く）
(3) 単元株式数 100株
(4) 株主数 14,399名
(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イオン株式会社	26,485	50.89
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,880	3.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,208	2.32
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REFIDELITY FUNDS	1,122	2.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,086	2.09
株式会社ツルハ	838	1.61
ウエルシアホールディングス従業員持株会	817	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	749	1.44
池野隆光	522	1.00
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	475	0.91

(注) 持株比率は、自己株式（361,771株）を控除して計算しております。なお、自己株式には従業員持株E S O P信託が保有する316,800株、株式付与E S O P信託が保有する17,260株を含めております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年4月14日開催の取締役会決議に基づき、「株式付与E S O P信託」を導入し、平成28年4月に17,500株を取得しており、期末に当該信託口が所有する株式数は17,260株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 79個（新株予約権1個につき200株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,800株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 平成26年7月17日 至 平成56年7月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	41個	普通株式 8,200株	5名

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 57個（新株予約権1個につき200株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 11,400株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 平成27年2月17日 至 平成57年2月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	46個	普通株式 9,200株	5名

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 50個（新株予約権1個につき200株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 10,000株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 平成28年3月17日 至 平成58年3月16日

⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	28個	普通株式 5,600株	5名

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 70個（新株予約権1個につき200株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 14,000株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 平成29年2月17日 至 平成59年2月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	43個	普通株式 8,600株	6名

(2) 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付状況

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 20個（新株予約権1個につき200株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,000株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 平成28年3月17日 至 平成58年3月16日
- ⑥ 当社従業員等の交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社グループ子会社取締役 (社外取締役を除く)	20個	普通株式 4,000株	14名

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 27個（新株予約権1個につき200株）

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	池 野 隆 光	ウエルシア薬局(株)代表取締役会長 ウエルシア介護サービス(株)代表取締役会長
取締役副会長	宮 下 雄 二	ウエルシア薬局(株)取締役副会長物流・情報システム本部管掌
代表取締役社長	水 野 秀 晴	執行役員最高業務執行責任者 ウエルシア薬局(株)代表取締役社長
取締役副社長	松 本 忠 久	執行役員海外事業担当 ウエルシア薬局(株)取締役副社長 聯華毎日鈴商業(上海)有限公司董事長 シミズ薬品(株)取締役
専務取締役	佐 藤 範 正	執行役員最高財務責任者 ウエルシア薬局(株)専務取締役人事本部長 聯華毎日鈴商業(上海)有限公司監事
常務取締役	中 村 壽 一	執行役員 I R 部・広報部・企画部・総務部担当 ウエルシア薬局(株)常務取締役総務本部長兼人事副本部長
取 締 役	岡 田 元 也	イオン(株)取締役兼代表執行役社長グループCEO (株)ツルハホールディングス社外取締役相談役 (株)クスリのアオキホールディングス社外取締役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)取締役相談役
取 締 役	竹 中 徹	竹中徹公認会計士・税理士事務所所長 (株)メディアグローバルリンクス社外監査役 (株)ナック社外取締役 (株)テー・オー・ダブリュー社外取締役(監査等委員)
取 締 役	成 田 由加里	成田由加里公認会計士事務所代表 P G 税理士法人代表社員 東北大学大学院経済学研究科教授 (株)サイバー・ソリューションズ社外取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
監 査 役	宮 本 俊 男	常勤監査役
監 査 役	井 元 哲 夫	イオン(株)顧問 (株)ツルハホールディングス監査役 (株)メディカルー光監査役
監 査 役	松 田 肇	ゼニス・キャピタル・パートナーズ(株)社外監査役
監 査 役	加々美 博 久	加々美法律事務所所長 日東工器(株)社外監査役 (株)ビー・エム・エル社外監査役
監 査 役	人 見 信 男	(株)サン総合管理代表取締役社長 (株)イオンファンタジー社外取締役

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- (1) 平成28年5月24日開催の第8回定時株主総会において、宮下雄二氏は、新たに取締役として選任され、就任いたしました。
- (2) 平成28年5月24日開催の第8回定時株主総会の終結をもって、新谷励氏は取締役を退任いたしました。
- (3) 平成28年5月24日開催の第8回定時株主総会において、加々美博久氏は、監査役に再任され、就任いたしました。

2. 当事業年度中の重要な兼職の異動

取締役副会長宮下雄二氏は、当社連結子会社であった株式会社C F Sコーポレーションの代表取締役社長を兼職しておりましたが、平成28年9月1日付で同社が当社連結子会社ウエルシア薬局株式会社に吸収合併されたことに伴い、同氏は同社代表取締役社長を退任しております。

3. 当事業年度末日後の重要な兼職の異動

代表取締役水野秀晴氏は、事業年度末日後の平成29年3月1日付で、イオン株式会社執行役ドラッグ・ファーマシー事業担当に就任しております。

4. 取締役竹中徹氏及び成田由加里氏は、会社法に規定する社外取締役であります。

5. 監査役松田肇氏、加々美博久氏及び人見信男氏は、会社法に規定する社外監査役であります。

6. 取締役竹中徹氏及び成田由加里氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 監査役松田肇氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

8. 監査役加々美博久氏は、弁護士としての資格を有しており、企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (内 社外取締役)	10名 (2名)	294百万円 (8百万円)
監 査 役 (内 社外監査役)	5名 (3名)	21百万円 (10百万円)
合 計	15名	315百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成21年11月27日開催の第1回定時株主総会において年額480百万円以内と決議をいただいております。
また別枠で、平成25年11月26日開催の第5回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額80百万円以内と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成21年11月27日開催の第1回定時株主総会において年額42百万円以内と決議をいただいております。
3. 事業年度末現在の人員は、取締役9名並びに監査役5名です。
4. 上記のほか、社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は3百万円です。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当事業年度における主な活動状況

①社外取締役 竹中徹氏

同氏は、竹中徹公認会計士・税理士事務所の所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

同氏が社外取締役を務める株式会社ナック及び株式会社テー・オー・ダブリュー、社外監査役を務める株式会社メディアグローバルリンクスと当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

②社外取締役 成田由加里氏

同氏は、成田由加里公認会計士事務所の代表でありかつ、P G 税理士法人の代表社員であります。両事務所と当社との取引関係はありません。

同氏が社外取締役を務める株式会社サイバー・ソリューションズと当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち14回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地及び女性としての視点から、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ておりません。

③社外監査役 松田肇氏

同氏が社外監査役を務めるゼニス・キャピタル・パートナーズ株式会社と当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回全てに出席、また同期間に開催された監査役会17回全てに出席し、出身会社である金融機関で培った知識や見識等から適切な助言や指摘等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ておりません。

④社外監査役 加々美博久氏

同氏は、加々美法律事務所の弁護士であり所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

同氏が社外監査役を務める日東工器株式会社及び株式会社ビー・エム・エルと当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち14回に出席、また同期間に開催された監査役会17回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から必要に応じ当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ておりません。

⑤社外監査役 人見信男氏

同氏が代表取締役を務める株式会社サン総合管理と当社との取引関係はありません。

同氏が社外取締役を務める株式会社イオンファンタジーと当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席、また同期間に開催された監査役会17回のうち14回に出席し、多様な経験及び高い見識を活かし、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年4月21日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

この基本方針に基づき、業務の適法性・有効性の確保並びにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図ってまいります。

1. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社グループは、株主・取引先・地域社会・従業員等の各パートナーに対する企業価値の向上を経営の基本方針とし、それを実現するため、当社及び当社子会社の取締役、使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実を図るものとする。特に、法令・定款の遵守を周知・徹底するため、倫理・コンプライアンス体制の強化に努める。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の執行に係る当社への報告に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、文書管理規程に則り、適切に記録・保存・管理の運用を実施する。
 - (2) 関係会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文章を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧することができるものとする。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び当社グループのリスク管理体制を確立するためにリスク管理規程により、リスク管理のための基本方針や体制について定め、これに沿ってリスク管理体制を整備・構築する。
さらに、当社は代表取締役社長に直属する部署として、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査を実施する。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社は、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。

- (2) 当社の取締役会は、月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また当社子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を随時行うものとする。さらに職務執行の有効性と効率性を確保する観点から、当社及び当社グループに係る重要事項については、当社の経営会議等の審議を経た後に、当社の取締役会で決定するものとする。
5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に則り管理していく。また、当社子会社の業務状況については、各社より定期的に取締役会に出席・報告させる体制を整備している。
内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループ各社の内部監査の状況を評価し、必要に応じ直接内部監査を実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置する。
7. 上記の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 当該使用人の選任、解任、異動等には監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。
(2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
8. 当社の取締役及び使用人並びに当該子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制
当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法定の報告事項のみでなく、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼすと思われる事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。また、監査役は取締役会他の重要な会議に出席し、重要情報につき適宜報告を受けて、業務執行状況を把握する。
9. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

内部統制システムの運用状況

当連結会計年度末の時点で、当社及び当社子会社は「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていたことを確認しております。主な運用状況は以下の通りであります。

① 取締役の職務執行について

当連結会計年度において当社は、社外取締役2名含む9名の取締役で構成され、社外監査役3名を含む5名の監査役が出席する取締役会を17回開催しており、業務に関する重要事項について決議し、さらに、当社子会社から報告を受け、当社子会社の職務の執行を監督しております。また、業務執行取締役で構成される経営会議を、毎月1回定期的に開催しており、重要事項について、慎重な検討を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程に基づき実施し、取締役及び監査役が当社及び当社子会社の重要な法定文書を、常時閲覧することができる体制を取っております。

② 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会及び経営会議に出席するほか、稟議書等の社内の重要文書を閲覧することにより当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また、当連結会計年度においては、監査役会を17回開催し、各監査役間での意思疎通を図るとともに会計監査人及び内部監査部門等との連携及び情報交換を行い、また、代表取締役及び取締役との個別ヒアリングの機会を設けること等により、効果的な監査役の職務執行に努めております。

③ 当社グループにおける業務の適正確保について

内部監査室において、年間の監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、当社諸規程に沿った業務遂行を確認、指導、統制しております。

④ コンプライアンス及びリスクの管理について

リスク管理規程に基づきグループリスク管理委員会を、倫理コンプライアンス管理規程に基づきコンプライアンス委員会を設置し、隔月で委員会を開催しております。

また、倫理コンプライアンス違反及びリスクを早期に発見し、また、未然に防ぐため、コンプライアンス委員会及び社外の専門家を通報窓口とする「ウエルシアホットライン」を設置しております。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした態度で臨み、断固として対決し、その圧力を排除することに努めます。

企業理念に基づき、社会的良識をもって行動するための指針としてグループ共有の「ウエルシアグループ行動指針」を定めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分における配当につきましては、再投資の為の資金確保と安定的な配当継続を念頭に置きながら財政状態、収益レベル、配当性向などを総合的に勘案することとしております。

内部留保資金につきましては、より一層の収益性向上を図るために、新設店舗及び既存店舗の改装等の設備資金に充当する方針であります。

このような方針のもとで、当事業年度末の配当金につきましては、平成29年4月18日開催の取締役会において、1株につき32.00円の剰余金の処分に関する決議をいたしました。(当社は取締役会の決議により、剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めております。)

1) 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金32.00円

総額 1,676,190,976円

2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月8日

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	112,848	流 動 負 債	104,548
現金及び預金	15,888	買掛金	79,200
売掛金	19,759	短期借入金	2,897
商品	68,272	未払法人税等	5,602
繰延税金資産	1,095	賞与引当金	490
その他	7,834	ポイント引当金	90
貸倒引当金	△1	その他	16,266
固 定 資 産	134,177	固 定 負 債	26,245
有 形 固 定 資 産	95,334	長期借入金	3,647
建物及び構築物	53,108	リース債務	12,120
リース資産	25,163	退職給付に係る負債	1,907
土地	11,051	資産除去債務	6,279
その他	6,011	その他	2,290
無 形 固 定 資 産	6,327	負 債 合 計	130,793
のれん	3,838	純 資 産 の 部	
その他	2,488	株 主 資 本	115,926
投 資 そ の 他 の 資 産	32,516	資本金	7,736
投資有価証券	927	資本剰余金	51,656
長期貸付金	72	利益剰余金	58,496
差入保証金	25,862	自己株式	△1,962
繰延税金資産	4,598	その他の包括利益累計額	8
その他	1,082	その他有価証券評価差額金	220
貸倒引当金	△25	為替換算調整勘定	△26
		退職給付に係る調整累計額	△186
		新 株 予 約 権	291
		非 支 配 株 主 持 分	6
		純 資 産 合 計	116,233
資 産 合 計	247,026	負 債 及 び 純 資 産 合 計	247,026

連結損益計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		623,163
売上原価		439,347
売上総利益		183,815
販売費及び一般管理費		159,736
営業利益		24,078
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	33	
受取手数料	400	
協賛収入	330	
不動産賃貸料	759	
固定資産受贈益	179	
その他	560	2,263
営業外費用		
支払利息	249	
不動産賃借原価	248	
その他	120	618
経常利益		25,723
特別利益		
投資有価証券売却益	41	
回収その他	11	
特別損失	10	62
固定資産売却損	18	
固定資産除却損	136	
店舗閉鎖損	131	
減損	2,236	
その他	79	2,601
税金等調整前当期純利益		23,184
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	8,503	
	233	8,737
当期純利益		14,447
非支配株主に帰属する当期純損失		△3
親会社株主に帰属する当期純利益		14,451

連結株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,736	51,651	46,506	△2,321	103,573
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,461		△2,461
親会社株主に帰属する当期純利益			14,451		14,451
自己株式の取得				△113	△113
自己株式の処分		7		471	479
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2			△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	5	11,989	358	12,353
当 期 末 残 高	7,736	51,656	58,496	△1,962	115,926

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	200	△4	△160	35	161	8	103,779
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,461
親会社株主に帰属する当期純利益							14,451
自己株式の取得							△113
自己株式の処分							479
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	19	△21	△25	△27	130	△2	101
当 期 変 動 額 合 計	19	△21	△25	△27	130	△2	12,454
当 期 末 残 高	220	△26	△186	8	291	6	116,233

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

ウエルシア薬局(株)、ウエルシア介護サービス(株)、聯華毎日鈴商業(上海)有限公司、シ
ミズ薬品(株)、(株)B. B. ON、日本橋ファーマ(株)

(注) 1. (有)ウエルテックは、平成28年3月25日付で、(株)B. B. ONに商号変更して
おります。

2. (株)C F Sコーポレーションは平成28年9月1日付でウエルシア薬局(株)と合併
しており、上記連結子会社の数に含まれておりませんが、合併までの期間の
損益は、連結損益計算書に含まれております。

非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

ウエルシアオアシス(株)、(株)函南ショッピングセンター、ウエルシアリテールソリュー
ション(株)

(注) 1. (株)ホーム・ファーマシーは、平成28年6月1日付で(株)C F Sコーポレーション
と合併しております。

2. (株)C F Sサンズは、平成28年9月1日付で、ウエルシアオアシス(株)と合併
しております。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益
剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から
除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社 ウエルシアオアシス(株)、(株)函南ショッピングセンター、

ウエルシアリテールソリューション(株)

関連会社 (株)クスリのマルエ

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社3社及び関連会社1社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、聯華毎日鈴商業(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② た な 卸 資 産

商 品……売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯 蔵 品……最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)……定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、一部の連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～39年
構築物	8年～18年
機械装置	7年～17年
車輛運搬具	5年
器具備品	3年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)……定額法を採用しております。

但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(残価保証の 取り決めがある場合は残価保証額)とする定額法を採用し ております。

④ 投資その他の資産(その他一長期前払費用)……定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ ポイント引当金……一部の連結子会社は、ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、過去の利用実績に基づいて将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異……数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従及び過去勤務費用の費用処理方法
業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年及び8年）による按分額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理してしております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理してしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理してしております。

5. 会計方針の変更等に関する事項

有形固定資産の減価償却の方法

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更してしております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

6. 表示方法の変更に関する事項

「企業結合に関する会計基準」等の適用に伴う変更

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

7. 会計上の見積りの変更に関する事項

資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、一部の連結子会社の店舗施設に係る不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等による新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額1,758百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

8. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 従業員持株E S O P信託

① 従業員持株E S O P信託の概要

当社が「ウエルシアホールディングス従業員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は平成32年9月までに当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了後に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度1,808百万円、633千株であります。

なお、平成29年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して期末株式数を算定しております。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度 1,944百万円

(2) 株式付与E S O P 信託

当社は、平成28年4月14日開催の取締役会において、グループ子会社の更なる発展により、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P 信託」の導入を決議いたしました。

当社子会社であるウエルシア薬局株式会社の執行役員及び幹部職員（以下、「従業員」という。）の約2年間の子会社再編等の労に報いるとともに、幹部職員として、業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚につなげることで、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした従業員インセンティブ・プランとして、「株式付与E S O P 信託」を導入しております。

① 株式付与E S O P 信託の概要

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定致します。当該信託は予め定めるウエルシア薬局株式会社の株式交付規程（以下、「交付規程」という。）に基づき従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。その後、当該信託は、交付規程に従い、平成30年8月までの信託期間中の従業員の等級等に応じた当社株式を、在職時に従業員に交付します。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度105百万円、34千株であります。

なお、平成29年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して期末株式数を算定しております。

9. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。
投資有価証券（株式） 417百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 70,546百万円
(上記金額には、減損損失累計額が含まれております。)

3. 国庫補助金等により取得した資産につき、取得原価から直接減額した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

建物及び構築物	76百万円
その他	12百万円
計	89百万円

4. 担保に供している資産

預金	7百万円
建物	0百万円
土地	70百万円
計	78百万円

(上記に対応する債務)

長期借入金 837百万円

(一年以内返済予定分を含む)

上記債務のほか、前払式証券の供託金に対する銀行保証7百万円が担保されています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度における発行済株式数
普通株式 52,408,679株
2. 当連結会計年度末における自己株式の数
普通株式 361,771株

3. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年4月21日 取締役会	普通株式	1,152	22.00	平成28年2月29日	平成28年5月9日
平成28年10月5日 取締役会	普通株式	1,309	25.00	平成28年8月31日	平成28年11月7日

- (注) 1. 平成28年4月21日取締役会の決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P信託が保有する自社の株式に対する配当金8百万円が含まれております。
2. 平成28年10月5日取締役会の決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P信託及び株式付与E S O P信託が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年4月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,676	32.00	平成29年2月28日	平成29年5月8日

- (注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託及び株式付与E S O P信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

4. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

平成26年6月13日開催の取締役会決議による新株予約権	19,400株
平成27年1月14日開催の取締役会決議による新株予約権	23,400株
平成28年2月12日開催の取締役会決議による新株予約権	9,600株
平成29年1月17日開催の取締役会決議による新株予約権	14,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の回収確実性を重視した預金等で運用し、資金調達については主として銀行を中心とした借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は差入先・預託先の信用リスクに晒されております。

買掛金は、支払までの期間が1年以内の支払期日となっており、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

売掛金については、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主要な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

差入保証金については、定期的に差入先・預託先の財務状態等を把握しております。

買掛金、リース債務については、月次単位で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	15,888	15,888	－
(2) 売掛金	19,759	19,759	－
(3) 投資有価証券	490	490	－
(4) 差入保証金(※1)	17,502	16,014	△1,488
資産計	53,641	52,152	△1,488
(5) 買掛金	79,200	79,200	－
(6) リース債務(※2)	16,226	16,216	△9
負債計	95,426	95,416	△9

(※1) 差入保証金については、金融商品相当額を表示しております。

(※2) リース債務については、1年以内リース債務を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(5) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額437百万円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,113円75銭
- 1 株当たり当期純利益 138円92銭

1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	14,451百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	14,451百万円
普通株式の期中平均株式数	104,022,234株

- (注) 1. 当社は平成29年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、当該株式分割が、当連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 従業員持株E S O P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数(740,103株)に含めております。

重要な後発事象に関する注記

株式分割

当社は、平成29年1月17日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月1日付にて株式分割を行っております。

(1) 目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資しやすい環境を整えることで当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

平成29年2月28日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	52,408,679株
今回の分割により増加する株式数	52,408,679株
株式分割後の当社発行済株式総数	104,817,358株
株式分割後の発行可能株式総数	247,473,600株

③分割の日程

基準日公告日	平成29年2月7日
基準日	平成29年2月28日
効力発生日	平成29年3月1日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,900	流 動 負 債	780
現金及び預金	5,483	短期借入金	486
前払費用	81	未払金	175
繰延税金資産	3	未払費用	13
短期貸付金	10,562	前受金	71
未収入金	736	未払法人税等	24
その他	32	その他	8
固 定 資 産	59,271	固 定 負 債	1,720
有形固定資産	2	長期借入金	1,458
建物及び構築物	0	長期未払金	77
工具、器具及び備品	1	長期前受金	185
無形固定資産	5	負 債 合 計	2,501
ソフトウェア	5	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	59,263	株 主 資 本	73,379
関係会社株式	59,066	資 本 金	7,736
長期前払費用	192	資 本 剰 余 金	63,501
繰延税金資産	4	資 本 準 備 金	36,913
その他	0	その他資本剰余金	26,588
		利 益 剰 余 金	4,100
		その他利益剰余金	4,100
		繰越利益剰余金	4,100
		自 己 株 式	△1,958
		新 株 予 約 権	291
		純 資 産 合 計	73,671
資 産 合 計	76,172	負 債 及 び 純 資 産 合 計	76,172

損益計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		5,480
営業総利益		5,480
販売費及び一般管理費		1,137
営業利益		4,343
営業外収益		
受取利息	20	
受取手数料	71	
その他	5	97
営業外費用		
支払利息	3	
為替差損	5	8
経常利益		4,431
特別損失		
関係会社株式評価損	274	274
税引前当期純利益		4,156
法人税、住民税及び事業税	126	
法人税等調整額	22	148
当期純利益		4,007

株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,736	36,913	26,581	63,494
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			7	7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	7	7
当 期 末 残 高	7,736	36,913	26,588	63,501

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	2,554	2,554	△2,317	71,467	161	71,628
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△2,461	△2,461		△2,461		△2,461
当 期 純 利 益	4,007	4,007		4,007		4,007
自 己 株 式 の 取 得			△113	△113		△113
自 己 株 式 の 処 分			472	479		479
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					130	130
当 期 変 動 額 合 計	1,546	1,546	358	1,912	130	2,042
当 期 末 残 高	4,100	4,100	△1,958	73,379	291	73,671

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法によっております。

但し、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産 …… 定額法によっております。

但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
によっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

有形固定資産の減価償却の方法

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

3. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表8.追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
5. 貸借対照表に関する注記
- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 14百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 10,565百万円 |
| 短期金銭債務 | 142百万円 |
6. 損益計算書に関する注記
- | | |
|---------------------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引 営業収益 | 5,480百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 317百万円 |
| 営業取引以外の取引高 営業外収益 | 20百万円 |
| 営業外費用 | 3百万円 |
7. 株主資本等変動計算書に関する注記
- | | |
|-----------------|----------|
| 当事業年度末における自己株式数 | |
| 普通株式 | 361,771株 |

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)	
未払事業税	2百万円
その他	0百万円
繰延税金資産合計(流動)	<u>3百万円</u>
繰延税金資産(固定)	
長期未払金	23百万円
新株予約権	46百万円
関係会社株式	150百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計(固定)	<u>227百万円</u>
評価性引当額	<u>△185百万円</u>
繰延税金資産合計(固定)	<u>41百万円</u>
繰延税金負債(固定)	
E S O P 信託口	<u>△37百万円</u>
繰延税金負債合計(固定)	<u>△37百万円</u>
繰延税金資産(固定)純額	<u>4百万円</u>
繰延税金資産の合計	<u>7百万円</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第十五号）」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第十三号）」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第八十五号）」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第八十六号）」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年3月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%にそれぞれ変更されています。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	イオン(株)	被所有直接 50.66%	役員の兼務等	ロイヤルティの 支払(注)	223	未払金	120

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

(注) ロイヤルティについては、双方協議のうえ合理的に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ウエルシア薬局(株)	所有直接 100.0%	経営指導、 資金の貸付、 資金の借入、 役員の兼務等	経営指導料	1,256	—	—
				資金の貸付	6,472	短期貸付金	10,379
				利息の受取	17	流動資産その他	1
				資金の借入	7,312	—	—
				利息の支払 (注)	3	未払費用	0
子会社	(株)C F S コーポレーション ※	所有直接 100.0%	資金の貸付、 資金の借入、 役員の兼務等	資金の貸付	1,629	—	—
				利息の受取	1	—	—
				資金の借入	1,230	—	—
				利息の支払 (注)	0	—	—

※(株)C F S コーポレーションは、平成28年9月1日付で、ウエルシア薬局(株)が吸収合併しております。

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

(注) 経営指導料等については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

当社はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、子会社との資金貸借取引は、CMSに係るものであります。金利条件については、金利情勢に基づいて決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 704円93銭

(2) 1株当たり当期純利益 38円53銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	4,007百万円
普通株式に係る当期純利益	4,007百万円
普通株式の期中平均株式数	104,022,234株

- (注) 1. 当社は平成29年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、当該株式分割が、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 従業員持株E S O P 信託口及び株式付与E S O P 信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数(740,103株)に含めております。

11. 重要な後発事象に関する注記

株式分割

当社は、平成29年1月17日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月1日付にて株式分割を行っております。

(1) 目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資しやすい環境を整えることで当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

平成29年2月28日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	52,408,679株
今回の分割により増加する株式数	52,408,679株
株式分割後の当社発行済株式総数	104,817,358株
株式分割後の発行可能株式総数	247,473,600株

③分割の日程

基準日公告日	平成29年2月7日
基準日	平成29年2月28日
効力発生日	平成29年3月1日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、「10. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年4月17日

ウエルシアホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野口和弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 廣田剛樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウエルシアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年4月17日

ウエルシアホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野口和弘 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣田剛樹 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の構築に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備及び運用されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 追記情報

事業報告の企業集団の現況に関する事項に記載されているとおり、平成29年4月18日付で株式譲渡契約を締結し、当社グループ入りを予定しております株式会社丸大サクラキ薬局とは、東北地方における当社グループの事業基盤をより強固なものとするとともに、相互のノウハウ共有により一層の経営の効率化を図るために、協議を進めていることを確認しております。

平成29年4月18日

ウエルシアホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	宮 本 俊	男	㊟
監査役	井 元 哲	夫	㊟
社外監査役	松 田 肇	㊟	㊟
社外監査役	加々美 博	久	㊟
社外監査役	人 見 信	男	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社グループの今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に定める目的を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むこと、並びに、次の事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>～ (条文省略)</p> <p>22.</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>23.</u></p> <p>～ (条文省略)</p> <p><u>43.</u></p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むこと、並びに、次の事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>22.</p> <p><u>23.地域包括支援センター運営事業</u></p> <p><u>24.</u></p> <p>～ (現行どおり)</p> <p><u>44.</u></p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	みやした ゆうじ 宮下 雄二 (昭和28年 7月25日生)	昭和52年12月 伊勢甚ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 平成22年 5月 イオンスーパーセンター株式会社取締役 平成23年 2月 同社代表取締役社長 平成25年 3月 株式会社CFSコーポレーション顧問 平成25年 5月 同社代表取締役社長 平成26年 3月 イオン株式会社執行役ドラッグ・ファーマシー事業最高経営責任者 平成27年 5月 ウエルシア薬局株式会社取締役 平成28年 5月 当社取締役副会長（現任） 平成28年 9月 ウエルシア薬局株式会社取締役副会長物流・情報システム本部管掌（現任）	株 714
<p>【取締役候補者とする理由】 宮下雄二氏は、親会社グループ会社の代表取締役社長及び親会社のドラッグ・ファーマシー事業最高経営責任者を歴任しており、流通業の豊富な経験と実績並びに経営者としての資質を有しております。加速度を増して変化する業界の環境に対応するうえで、同氏が当社の業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
8	たけなか とおる 竹 中 徹 (昭和28年 7月 4日生)	昭和52年 9月 監査法人辻監査事務所入社 平成 8年 1月 中央監査法人代表社員 平成12年 4月 中央コンサルティング株式会社取締役 平成18年10月 竹中徹公認会計士・税理士事務所所長（現任） 平成20年 6月 株式会社メディアグローバルリンクス社外監査役（現任） 平成21年11月 ウエルシア関東株式会社社外監査役 平成25年 6月 株式会社ナック社外取締役（現任） 平成25年11月 当社社外監査役 平成26年11月 当社社外取締役（現任） 平成29年 1月 株式会社テー・オー・ダブリュー社外取締役（監査等委員）（現任）	株 -
		<p>【社外取締役候補者とする理由】</p> <p>竹中徹氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識及び見識を有しております。平成25年11月より平成26年11月まで当社監査役として当社の経営全般に対して有用な指導及び監査を頂き、平成26年11月より当社取締役に在任しており、引き続き独立した立場から業務執行の監督を行うことにより、取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>	
9	なりた ゆかり 成 田 由 加 里 (昭和39年10月24日生)	平成 2年11月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 平成13年 2月 成田由加里公認会計士事務所代表（現任） 平成16年 2月 成田由加里税理士事務所代表 平成22年 5月 東北大学大学院経済学研究科 教授（現任） 平成25年11月 (株)サイバー・ソリューションズ社外取締役（現任） 平成27年 5月 当社社外取締役（現任） 平成27年 7月 P G税理士法人代表社員（現任）	株 -
		<p>【社外取締役候補者とする理由】</p> <p>成田由加里氏は、大学院教授としての幅広い知識と経験並びに公認会計士及び税理士としての専門知識及び見識に加え、女性として当社の経営判断に有用な視点を有しております。平成27年5月より当社取締役に在任しており、引き続き独立した立場から業務執行の監督を行うことにより、取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>	

1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹中徹氏及び成田由加里氏は、社外取締役候補者であります。
3. 竹中徹氏及び成田由加里氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準を満たしていると判断しております。
4. 竹中徹氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年6ヶ月となります。

5. 成田由加里氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間において、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております（定款第28条）。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定めた額としております。なお、上記の竹中徹氏及び成田由加里氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役人見信男氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役井元哲夫氏は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、杉山敦子氏は人見信男氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
すぎやま あつこ 杉山 敦子 (昭和49年 7月 5日生)	平成11年10月 朝日監査法人入所 (現有限責任あずさ監査法人) 平成15年 4月 公認会計士登録 平成28年 9月 公認会計士杉山昌明事務所副所長 (現任) 杉山昌明税理士事務所副所長 (現任)	株 —
<p>【社外監査役候補者とする理由】</p> <p>杉山敦子氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識及び見識を有しております。独立的な立場から業務執行の監督を行うとともに、当社の女性の活躍促進を含むダイバーシティの推進に有用な意見を頂くことにより、取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外監査役候補者とするものであります。</p>		

1. 杉山敦子氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 杉山敦子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 杉山敦子氏は、社外監査役候補者であります。
4. 杉山敦子氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、監査役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております (定款第36条)。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定めた額としております。なお、上記の杉山敦子氏が選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては監査役会の決議に基づき、新たに有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することをお願いするものであります。

なお、監査役会が有限責任監査法人トーマツを公認会計士等の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人が有する独立性、専門性及び品質管理体制、並びに、当社が属する企業グループ全体としての監査効率を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ		
主たる事務所	東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティ		
沿革	昭和43年 5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年 5月 トウシュ ロス インターナショナル<TR I> (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>) へ加盟 平成 2年 2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年 7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人ト ーマツに変更		
監査関与会社	3,427社 (平成28年9月末日現在) 金商法・会社法監査：949／金商法監査：12／会社法監査：1,095／ 学校法人監査：83／労働組合監査：60／その他の法定監査：440／ その他の任意監査：788		
概 要 (平成28年12月末日現在)	資本金	933百万円	
	構成人員	社員 (公認会計士)	537名
		特定社員	50名
		職員 公認会計士	2,780名
		公認会計士試験合格者等 (会計士補含む)	1,063名
		その他専門職	1,510名
		事務職	537名
		合計	6,477名

第5号議案 取締役の報酬額改定並びに取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）の報酬は、「基本報酬」（年額480百万円以内。）および「株式報酬型ストックオプション」（年額80百万円以内。）で構成されていますが、当社役員報酬制度の見直しに伴い、以下のとおり、「基本報酬」の報酬額改定と、「株式報酬型ストックオプション」に代えて、当社の取締役を対象とする新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入について、ご承認をお願いするものであります。本議案が承認可決されますと、当社の取締役の報酬等の実質的な限度額は現在の総額560百万円から総額500百万円相当へ減額となります。なお、当社の取締役の員数は、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと9名となります。

(1) 基本報酬額の改定

当社の取締役の報酬限度額は、平成21年11月27日開催の第1回定時株主総会において年額480百万円以内とすることをご承認いただき今日に至っておりますが、本制度の導入に合わせて固定報酬の比率を引き下げ、業績連動報酬の比率を高めることに伴い、取締役の報酬限度額を年額300百万円とさせていただきたいと存じます。なお、従来通り、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとします。

(2) 本制度の導入

本制度においては、当社の取締役に対する役員報酬および当社子会社1社（ウエルシア薬局株式会社。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役および国内非居住者を除き、当社の取締役と対象子会社の取締役を併せて、以下「対象取締役」という。）に対する役員報酬を一体的に管理することといたします。

本制度の導入は、対象取締役の報酬と、当社グループの業績および株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。なお、本制度の導入については、委員の過半数を社外取締役および社外監査役で構成する役員報酬諮問会議における審議を経ております。

本制度については、上記（1）に記載の改定後の取締役の報酬限度額（年額300百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対する株式報酬の額および内容についてご承認をお願いするものであります。

なお、本総会における本制度の導入の承認を条件として、現行の株式報酬型ストックオプションとしての役員報酬制度は廃止し、今後、新規でのストックオプションの発行は行わないものとします。

2. 本制度における報酬の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は（2）以降のとおり。）

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。） ・ 当社子会社1社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象取締役に對する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度からなる対象期間を対象として、1,250百万円（うち当社分600百万円）
当社株式の取得方法（下記（3）のとおり。）および対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度からなる対象期間を対象として、対象取締役に付与されるポイントの上限は450,000ポイント（うち当社の取締役に付与されるポイントの上限は210,000ポイント） ・ 1ポイントは当社株式1株とし、3事業年度からなる対象期間に対象取締役に付与されるポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（平成29年3月1日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.43% ・ 当初設定する本信託は当社株式を株式市場から取得する予定

(注) 当社は、平成29年2月28日を基準日、平成29年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

③ 業績達成条件の内容（下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度の連結売上高、連結経常利益率および親会社株主に帰属する当期純利益成長率ならびに中期経営計画期間の最終事業年度におけるROE等
-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

④ 対象取締役に對する当社株式等の交付等の時期（下記(5)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社及び全ての当社子会社の取締役を退任した時
-------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

(2) 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者

本制度は、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下、本議案において同じ。）および当社子会社1社（ウエルシア薬局株式会社）の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下、本議案において同じ。）を当社株式等の交付等の対象者とします。

(3) 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、信託を設定する日の属する事業年度を初年度とした連続する3事業年度（当初は、平成30年2月28日で終了する事業年度から平成32年2月29日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。当社は、当社の取締役への報酬として拠出する金員と対象子会社が対象子会社の取締役への報酬として拠出する金員を併せて（当社が拠出する金員は対象期間ごとに600百万円を上限とし、対象子会社が拠出する金員は対象期間ごとに合計650百万円を上限とし、合計で1,250百万円を上限とする。）、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式の処分）から取得（本年度に設定する本信託については、株式市場から取得するため、本制度による当社株式の希薄化は生じない。）します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、対象子会社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で対象子会社の取締役への報酬としての金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に当社の取締役への報酬として追加拠出した金員と併せて追加信託を行い（当社が追加拠出する金員は対象期間ごとに600百万円を上限とし、対象子会社が追加拠出する金員は対象期間ごとに合計650百万円を上限とし、合計で1,250百万円を上限とする。）、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社および対象子会社が追加拠出する信託金の合計額は、1,250百万円の範囲内とします。

(4) 対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限

信託期間中の毎年2月末日に対象取締役として在任する者に対して、同日で終了する事業年度（初回は平成30年2月28日で終了する事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における役位や業績目標の達成度等に応じて、対象会社ごとに、一定のポイント（以下「付与ポイント」という。）が付与されます。また、対象期間中の最終事業年度終了後には、評価対象事業年度ごとの業績目標の達成度等に応じて付与される付与ポイントに加えて中期経営計画で掲げる業績目標の達成度等に応じて、対象期間中に付与されたポイント数の合計について加算または減算します。本制度により対象取締役に対して交付等が行われる当社株式数は、付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて1ポイントにつき当社株式1株として決定されます。なお、当社株式の総数が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たり交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

当社の取締役に付与される付与ポイントの総数は、対象期間である3事業年度ごとに210,000ポイント（210,000株相当）を上限とし、対象子会社の取締役を含めた対象取締役に付与される付与ポイントの総数は、対象期間である3事業年度ごとに合計で450,000ポイント（450,000株相当）を上限とします。この付与ポイントの上限数は、上記（3）の対象会社が拠出する金員の上限を踏まえて、株価の推移を参考に設定しています。

(5) 対象取締役に対する株式交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役（対象取締役を退任後、対象子会社以外の当社子会社の取締役に就任している者を含む。（5）において以下同じ。）は、原則として当社及び全ての当社子会社の取締役を退任した後に、累積ポイントに基づいた当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役は、累積ポイントの70%（単元未満株式は切捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に対象取締役が在任したまま死亡した場合においては、当該対象取締役の相続人が、対象取締役の死亡時までの累積ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役が海外赴任により国内非居住者になった場合は、その時点までの累積ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

- (6) 本信託内の当社株式に関する議決権
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。
- (7) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い
本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、対象会社および対象取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。
- (8) その他の本制度の内容
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細につきましては、平成29年4月18日付ニュースリリース「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成29年5月22日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

<p>システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）</p>

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番地1号
浦和ロイヤルパインズホテル
TEL 048 (827) 1111 (代表)



★浦和駅西口より徒歩7分